

インボイス制度の周知広報 の取組方針等について

令和5年4月
国税庁



1 これまでの取組方針と申請状況等

- 昨年までは、その多くがインボイス発行事業者に登録すると見込まれる課税事業者に対して、登録を含めた制度への対応・準備を後押しするよう、周知広報を実施。
- こうした取組の結果、3月末現在では、全体の申請件数は320万件を超え、課税事業者全体(約300万者)の約90%(推計値)が申請済。

2 今後の取組方針や考え方及び具体的な取組

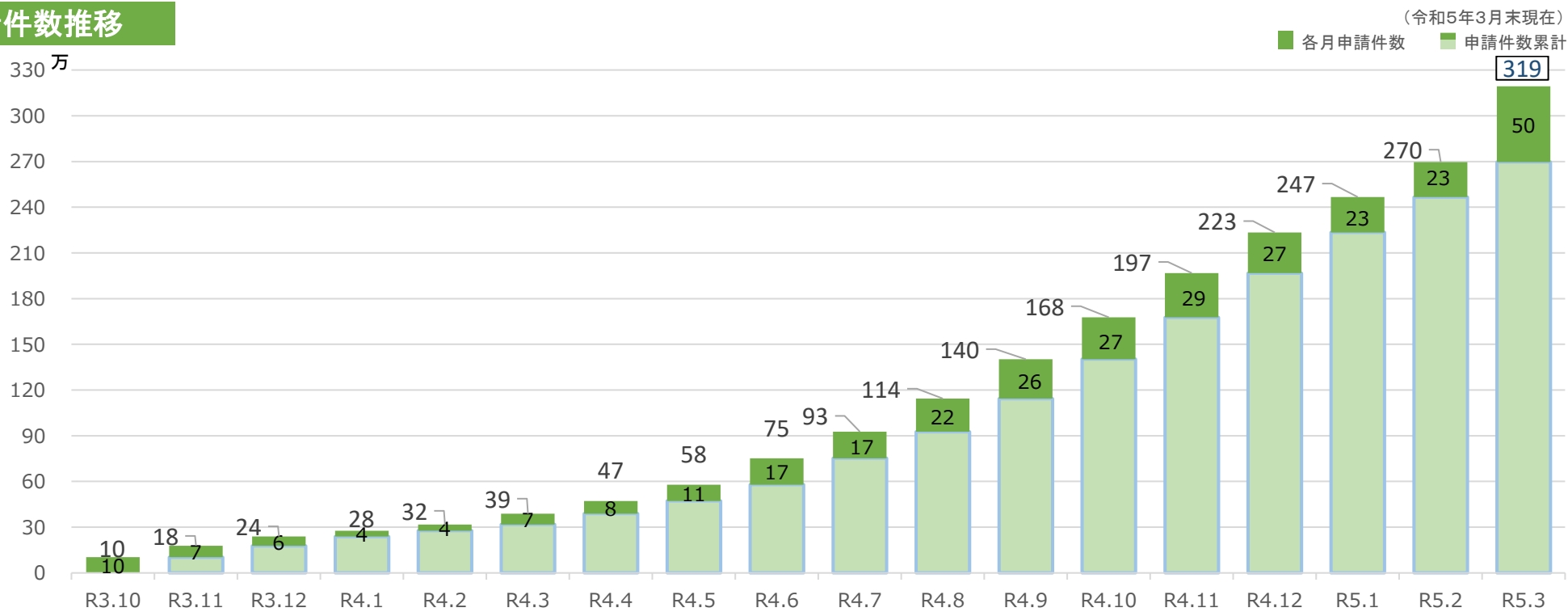
- 今後、インボイス制度の影響を受ける中小・小規模事業者(免税事業者)に対して、税制改正による負担軽減措置の内容も含め、きめ細やかな周知広報を実施していく旨、先般1月16日に開催された関係府省庁会議でも共有されたところ。
- 上記のように、課税事業者のほとんどが登録申請を行ったという状況を踏まえ、免税事業者については次頁以降のような考え方でこれまでの取組みに加えて新たな取組みを実施していく。

1 これまでの取組方針と申請状況等

原則的な申請期限(令和5年3月末)までの申請状況等

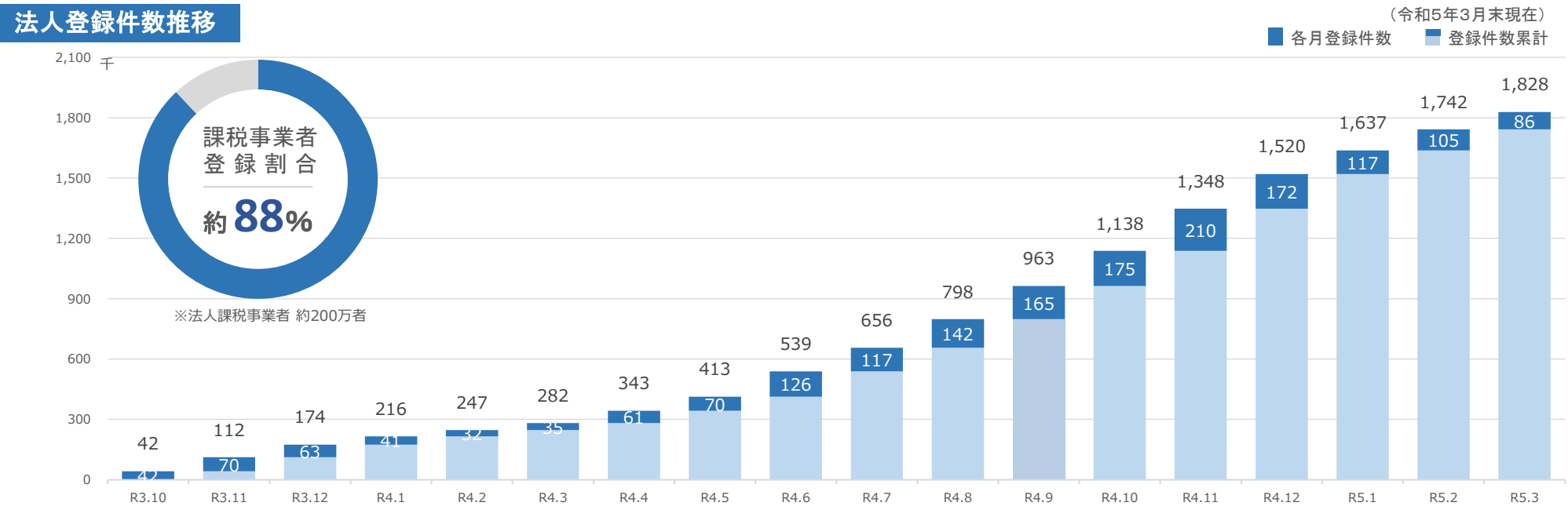
- 累計の申請件数は約320万件。
- 3月単月では、過去最大となる約50万件的申請があり、これにより、推計では、課税事業者全体の約90%が原則的な期限までに申請済。
- 3月末時点の課税事業者全体の登録割合は、約76%。

申請件数推移

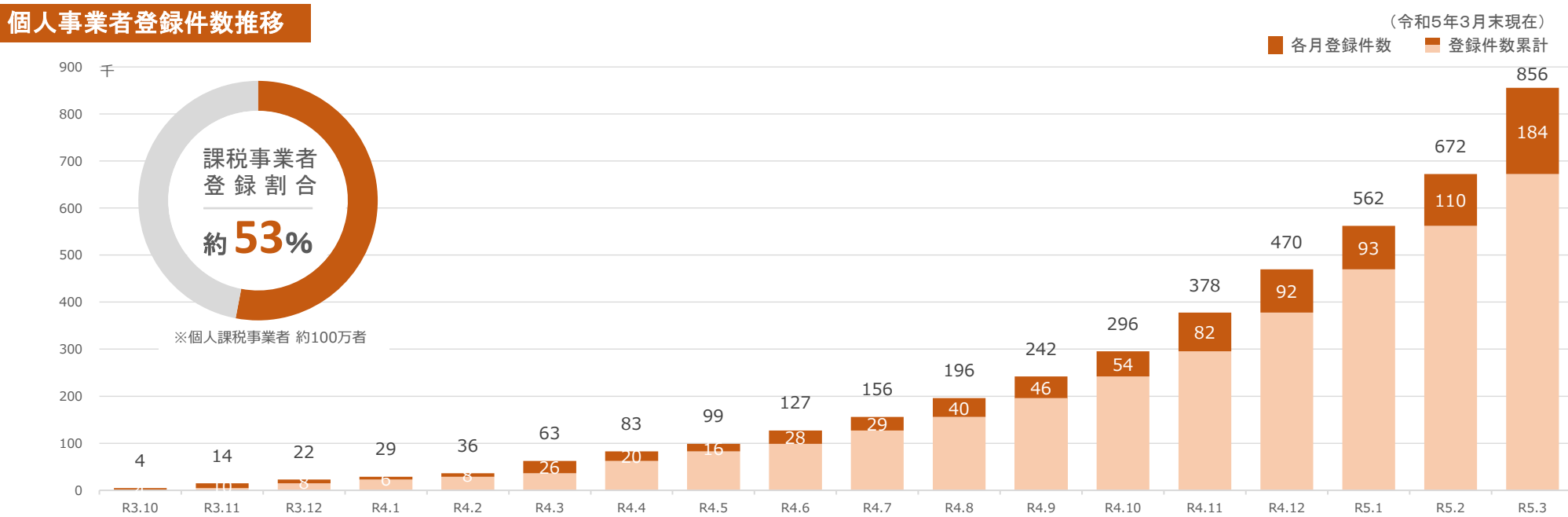


1 これまでの取組方針と申請状況等

法人登録件数推移



個人事業者登録件数推移



2 今後の取組方針や考え方及び具体的な取組

「免税事業者の登録」に係る考え方等

- 個々の免税事業者にとっては、必ずしも「登録する」ことだけが制度対応ではなく、税制改正や補助金等の支援策の内容も含め制度をよく理解し、**まずは「登録要否の判断」を適切に行っていただくことが重要。**
- 具体的には、例えば、
 - ✓ 取引先のほとんどが一般消費者であるため**登録しない、**
 - ✓ インボイスがなくとも一定割合仕入税額控除が可能な経過措置や自身の業界や取引先の動向を踏まえて、現時点での登録を見送り、**制度開始後に必要があれば改めて登録を検討する**(実際に、取引先である免税事業者に対し、「登録を求めない」等といった方針を明確に示す企業も現れてきている)

といった選択も、インボイス制度への対応の一つとなる。

- 昨年末の税制改正大綱により、本年9月30日までに行われた登録申請については、申請書への「困難な事情」の記載の有無にかかわらず、全て本年10月1日付の登録とする柔軟な対応を図ることとなっているが、
- 制度開始後(10月2日以降)も、随時登録申請が可能であり、免税事業者においては、事業者の希望する日から登録を受けることが可能。

2 今後の取組方針や考え方及び具体的な取組

今後の周知広報の全体像と具体的な取組について

前頁の考え方も踏まえ、以下二本の柱に沿って、取組強化を行う。

①幅広い事業者に、制度への関心・認知を広げる取組

《取組強化の内容》

- ・ 著名人を活用し「分かりやすさ」「親しみやすさ」を主軸とした周知広報動画の公開
- ・ 税制改正の内容等について、インボイス制度に係る可能性のある事業者に、DM等を活用し、プッシュ型で情報をお届け【4月から5月にかけて、順次実施】
- ・ 全国の郵便局に設置されている窓口モニターで、インボイス制度リーフレットを投影【5月実施】

②登録するか否かを検討している事業者に対する寄り添った対応

《取組強化の内容》

- ・ 全国の税務署において、これまでの説明会の開催に加え、登録要否の検討を行う免税事業者に対し、個々の事業者の実態を踏まえた個別相談を実施。さらに、こうした個別相談を積極的に活用してもらう趣旨で、登録要否相談会を新たに各税務署で開催【4月以降、順次実施】

課税事業者の中には、BtoCのみの事業を営む者など、必ずしも登録の必要のない事業者も存在するが、制度周知が浸透していない可能性も踏まえ、**未登録の課税事業者**に対して、**DM等で登録要否の判断に資する情報等を改めてご案内**する予定。【6月実施予定】

2 今後の取組方針や考え方及び具体的な取組

個別相談体制の強化について

実施内容

「個々の事業者に寄り添った対応」をスローガンに、登録するか否かを検討される個々の免税事業者の方々に対して、**各事業者の事業実態を聴取の上、的確に制度内容や制度**に関する情報を案内し、**登録要否の検討に関するサポート**を行う。



新たな取組として、登録要否相談会を開催

登録要否相談会の概要

- 全国各地の**税務署で実施(4月から5月にかけて順次実施)**
- **国税庁HP上で各開催日程を公表し、各税務署において原則電話による事前予約を受付**
※ 制度の説明会に併せて、参加希望を受け付け登録要否相談会を開催する場合もある。
- 相談を希望する事業者に対し、**職員が個別に対応**
- (各事業者において最終的な登録要否は判断することとなるが、)相談者個々の事情をお伺いしながら、登録要否の検討に係るサポートのほか、税制改正による負担軽減措置、補助金等の支援策についても案内

3 前回会議時にご協力をお願いした取組の進捗状況

➤ 「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」を作成し、国税庁・関係府省庁HPに掲載【2月末】

事業者の皆様へ

どこに相談すればいいの？
どんな支援があるの？

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

こうした様々なお困りごとに対して、関係府省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト	
一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、Q Aやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット（AIが24時間自動回答） 国税庁インボイスコールセンター	ご利用は こちら から（特設サイトからも利用可） 0120-205-553（9:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト	
一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	別添1＜農業等専用ダイヤル一覧＞ をご覧下さい	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について	
個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方	
e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） ※ 確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	
補助金のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します		サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424 （9:30-17:30 土日祝・年末年始除く）	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（税理士等への相談費用を含みます）等を補助します		【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務局 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	別添2＜都道府県地方事務局一覧＞ をご覧下さい 03-6632-1502 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金遅延・取引中止 要請などについてのご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます		公正取引委員会本局、地方事務所等	別添3＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか		公正取引委員会本局、地方事務所等	別添4＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します		下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など		地方整備局、都道府県 など	別添5＜建設業専用ダイヤル一覧＞ をご覧下さい	《国土交通省HP》 建設業法遵守・指導監査
経営に関するご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます		各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介		お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサービス 《日本商工会議所HP》 商工会議所（都道府県連）名簿

➤ 国税庁・関係府省庁において、上記一覧表を周知・活用 【3月上旬以降、随時実施】

- 各相談窓口に一覧表を展開し、所管外の相談があった場合には、的確に該当窓口を案内
- 一覧表の各種広報素材への掲載や所管団体を通じた事業者への周知

(参考) 個別相談で使用する資料について

ご自身の事業状況について

Q1 本日のご相談内容を教えてください(複数回答可)。

- 1 ☐ 登録する必要があるかどうか、判断するための情報が欲しい
- 2 ☐ 登録した後の準備に不安がある
- 3 ☐ 取引先にどういった相談をしたらいいかわからない
- 4 ☐ 課税事業者になるに当たって、消費税の申告が心配
- 5 ☐ その他 ()

Q2 現在の消費税の申告状況について教えてください。

◀「消費税の確定申告をしている」と回答された方は「本則課税」「簡易課税」「分からない」も併せて教えてください▶

- 1 ☐ 消費税の確定申告をしている
(2 ☐ 本則課税、3 ☐ 簡易課税、4 ☐ 分からない)
- 5 ☐ 消費税の確定申告をしていない
- 6 ☐ 分からない

Q3 現在のおおよその売上高を教えてください。

- 1 ☐ ~1,000 万円
- 2 ☐ 1,000 万円~5,000 万円
- 3 ☐ 5,000 万円~

Q4 業種を教えてください。

- 1 ☐ 農林水産業
- 2 ☐ 卸売業
- 3 ☐ 小売業
- 4 ☐ 製造業
- 5 ☐ 建設業
- 6 ☐ 不動産業
- 7 ☐ 飲食業
- 8 ☐ サービス業
- 9 ☐ その他 ()業

Q5 主な売先・得意先(誰から支払いを受けているか)を教えてください。

- 1 ☐ 事業者がほとんど
- 2 ☐ 一般消費者がほとんど
- 3 ☐ 事業者、一般消費者のどちらも
- 4 ☐ 分からない

Q6 Q5で分からないと答えた方は、請求書や領収書を求められることがあるか教えてください。

- 1 ☐ よく求められる
- 2 ☐ たまに求められる
- 3 ☐ 取引先から支払通知書等を受領している
- 4 ☐ 求められることはない

Q7 Q5で1、3(取引先に事業者がいる)と答えた方は、取引先と相談しやすい関係かどうか教えてください。

- 1 ☐ はい
- 2 ☐ いいえ

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和5年9月
(令和5年4月
改訂)

申請手続

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかを検討ください。
※ 制度開始日から登録を受けたい場合には、令和5年9月30日までに登録申請手続が必要ですが、制度開始日後であっても免税事業者の方は登録を希望する日から登録を受けることができます。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」
インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ

② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ

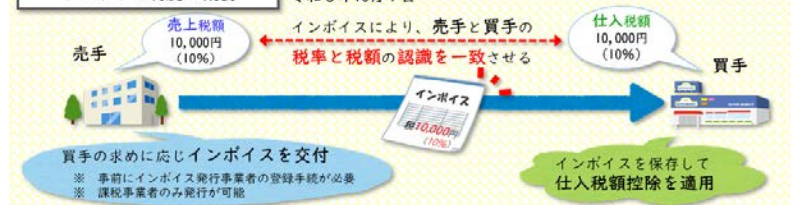
③ インボイス制度への対応に関連する補助金
インボイス制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご確認ください。

③ IT導入補助金
リーフレット

④ 小規模事業者
持続化補助金
リーフレット

インボイス制度の概要

令和5年10月1日~



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から...

・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

○ 売先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例
- 上記以外の課税事業者である売先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。※2 一定限度以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる(少額特例)ため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売先の数が少ない場合は、売先に直接相談することも考えられます。

令和5年度税制改正
(2割特例・少額特例)
関係

○ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

○ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

(参考) 著名人を活用した動画について

【動画概要】

公開日 : 4月14日(金)

公開場所 : Youtube 国税庁動画チャンネル

コンテンツ: 制度概要や登録判断のヒント、税制改正の内容や
補助金等の支援策を分かりやすく紹介(15分程度)

1. 講師役・生徒役二人の楽しい掛け合いで進行
2. アニメーションも活用しながら、免税事業者が登録要否の判断を検討する具体例(業種別ケース)を紹介
3. 「消費税の基本的な仕組み」や「補助金等の支援措置」など、確実にご紹介すべき内容については、フリップで表示しながら講師役より解説

(参考) 国税当局によるこれまでの周知広報に係る取組について

青字は、前回会議(本年1月16日)からの修正点。

マス向けの周知広報施策

- 政府広報を活用した広報
(政府インターネットテレビ 3分動画、30秒予告動画2本(R4.10～)、暮らしに役立つ情報(R4.10～))
- 電子新聞デジタルサイトへのバナー掲載 (R4.10)
- Yahoo!JAPAN トップページへのバナー掲載(R4.10～R5.3)
- Google、Yahoo！JAPANでの検索連動広告 (R4.10～R5.3)
- 業界専門紙への記事下広告の掲載(R4.10)
- テレビ(全国ネット)CMの放送(R5.2)
- 新聞(全国紙)における記事下広告の掲載(R5. 3)
- LINEへのバナー掲載 (R5.3)
- ラジオ(全国ネット)CMの放送 (R5.2)

説明会の開催

- 国税局・税務署主催の説明会を開催。(約2.2万回開催)
- オンライン説明会の開催及びアーカイブを国税庁HPに掲載。(約53万回再生)

事業者団体への呼びかけ

- 事業者団体等からの要請に応じた講師派遣を実施。
(約1.2万回開催)
- 税務専門誌及び各省庁所管団体の機関誌等への記事下広告の掲載。

事業者へのプッシュ型通知

- 免税事業者を含む全事業者に申告案内と併せリーフレット等を送付
- 個人の課税事業者に早期申請を案内するDMを送付

相談体制の充実

- インボイスコールセンター設置
- チャットボットの運用

中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口等について

令和5年4月24日

中小企業庁

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口について

- インボイス制度の円滑な導入に向け、免税事業者からの登録要否に関する相談や各種支援策の相談等にきめ細かく対応するため、全国ワンストップで税理士へのオンライン相談や商工会・商工会議所等の相談先を紹介できる受付窓口を設置。
- 令和5年3月31日に中小企業庁HP・事務局HPにて事業の開始に関するお知らせページを掲載しており、4月24日にコールセンターを本格稼働させ、5月上中旬頃に税理士によるオンライン相談事業を開始予定。

<スケジュール>

3月31日

- ✓ 中小企業庁HP、事務局HPにて事業の開始に関するお知らせページ掲載
- ✓ 相談対応に協力いただける税理士の登録を開始

※中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口 事務局HP

<https://chusho-invoice.jp/>

4月24日

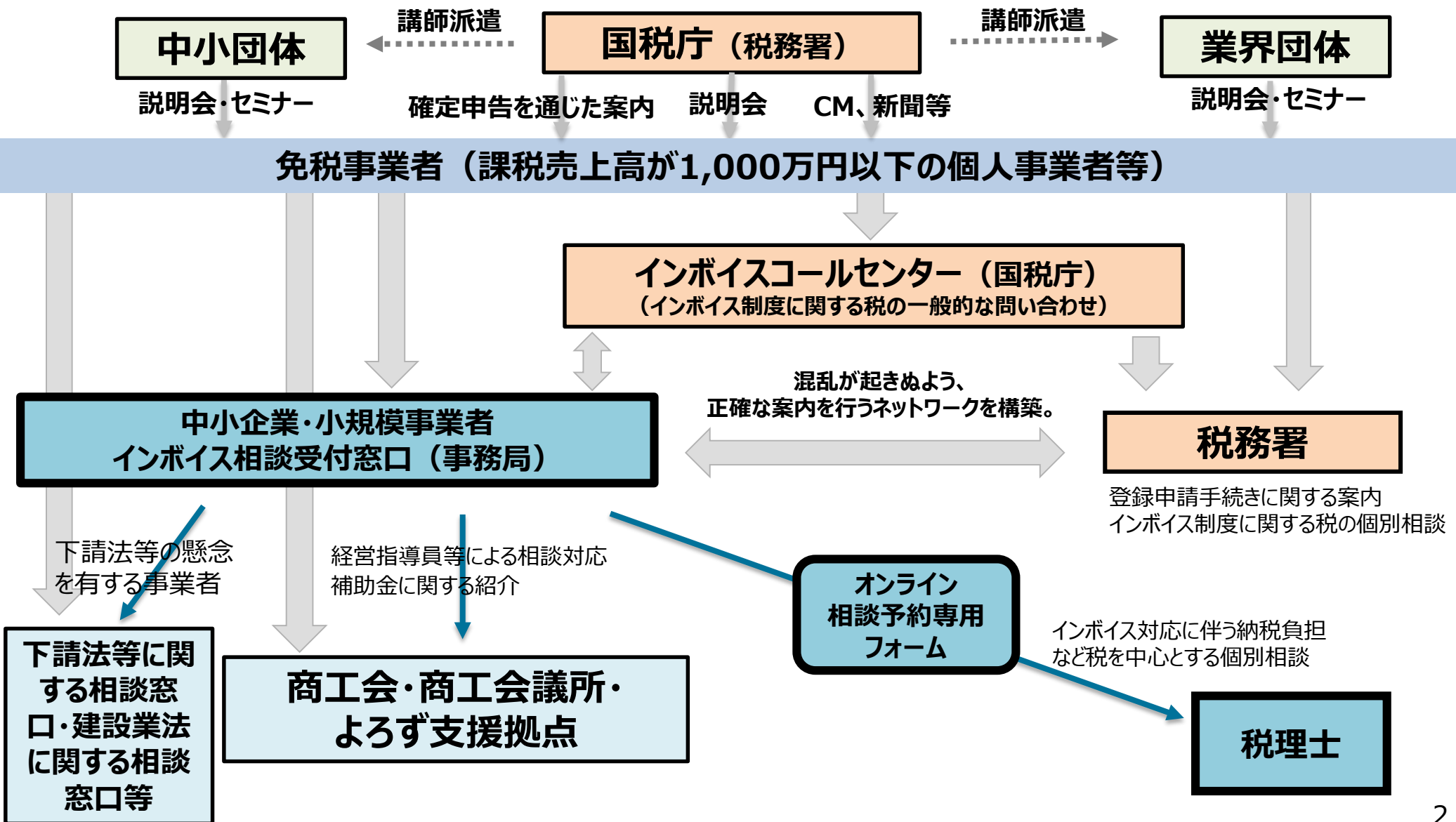
- ✓ 免税事業者向けの事務局HP、コールセンターの本格稼働（相談先の紹介や税理士相談の予約受付の開始）

5月上中旬（仮）

- ✓ 税理士による免税事業者のオンライン相談事業開始

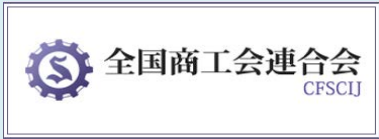
全体概要

- 免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、全国ワンストップで商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる受付窓口を設置。



(参考) 中小企業向け相談体制の強化 (支援機関の体制強化)

- 中小企業への経営支援は、よろず支援拠点及び全国各地の商工会・商工会議所等の各支援機関が中心となって実施。
- 今後、インボイス等の相談が急増することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、支援機関における経営相談体制を抜本的に強化。個別相談、セミナー開催、等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
			
現在の支援員による 相談件数 ※カッコ内は現在の支援員数	約32万件 (約600人)	約186万件 (約3,400人)	約312万件 (約4,100人)

R4 補正による強化概要

追加の相談員による 相談件数(想定)※1, ※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数 (想定)※1	約900回	約1,000回	約1,300回

※1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。

※2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(参考) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円)の内数】

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする。

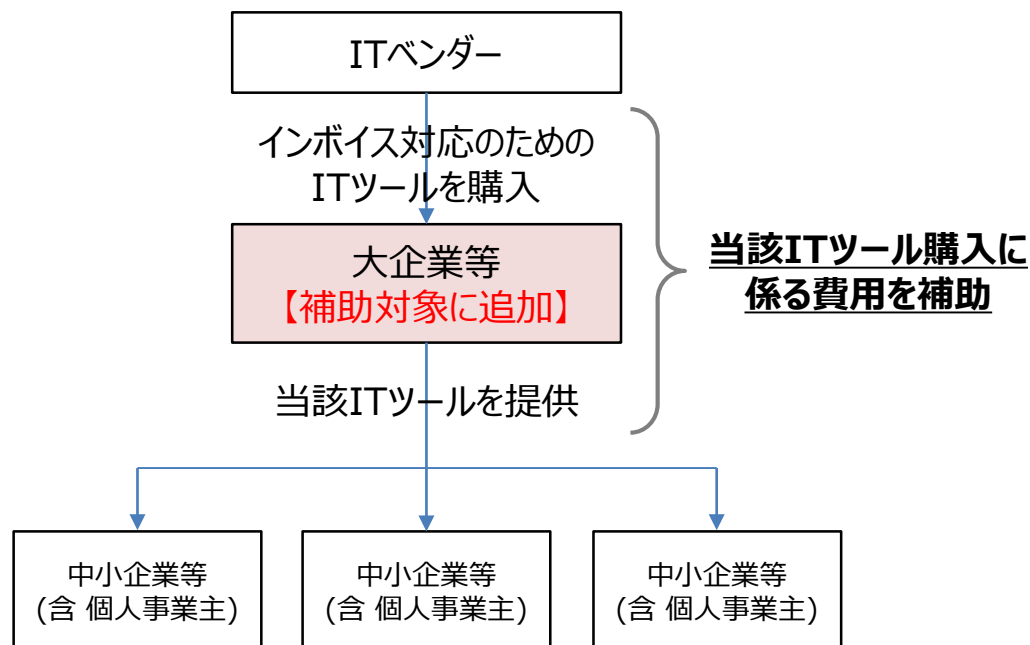
【補助下限額の撤廃】

類型名		デジタル化基盤導入類型		
補助額	ITツール（会計・受発注・決済・ECソフト）		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(令和5年1月20日の公募回から適用)

【補助対象の拡大】

【例】大企業Aが、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、Aが費用負担した上で当該ITツールを中小企業等である取引相手Bに利用させる。この場合、AのITツール購入に係る費用を補助支援。



(参考) 販路開拓支援 (小規模事業者持続化補助金)

【生産性革命推進事業 (令和4年度補正 2,000億円) の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。(令和5年3月10日の第12回公募から適用。)
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	100万円	250万円	250万円	250万円	250万円
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者には、補助上限額を一律50万円上乘せ

<制度概要>

【対象】 小規模事業者

【補助率】 2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4)

【補助対象経費】 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

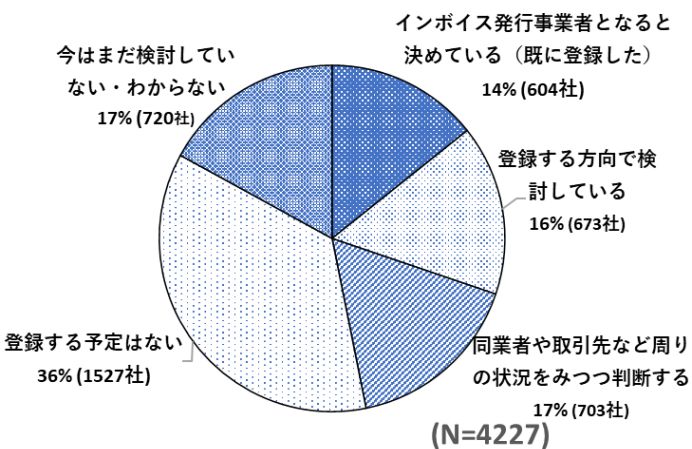
(参考) 課税転換しない免税事業者への取引上の配慮

- 課税転換しないと選択した免税事業者についても、取引上の影響を軽減できるよう、取組を行っていく。
- 具体的には、
 - ✓ 財務省、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省が連名で、独禁法や下請法等に関するQ&Aを作成し、公表。
 - ✓ 書面調査や下請Gメンヒアリングによって実態把握を実施。今後も継続して、取引実態把握を実施していく。

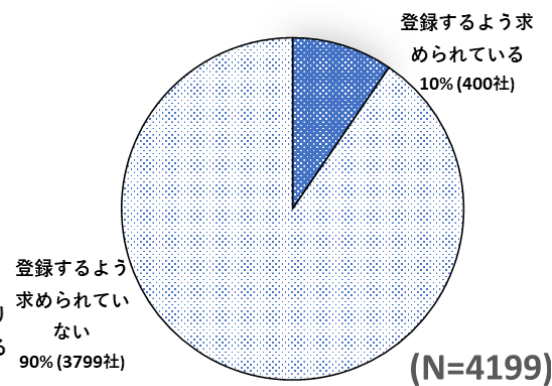
書面調査結果 (2023年1月実施)

約4,200者の免税事業者に対して、インボイス制度に係る取引実態について書面調査を実施したところ、回答は以下の通り。

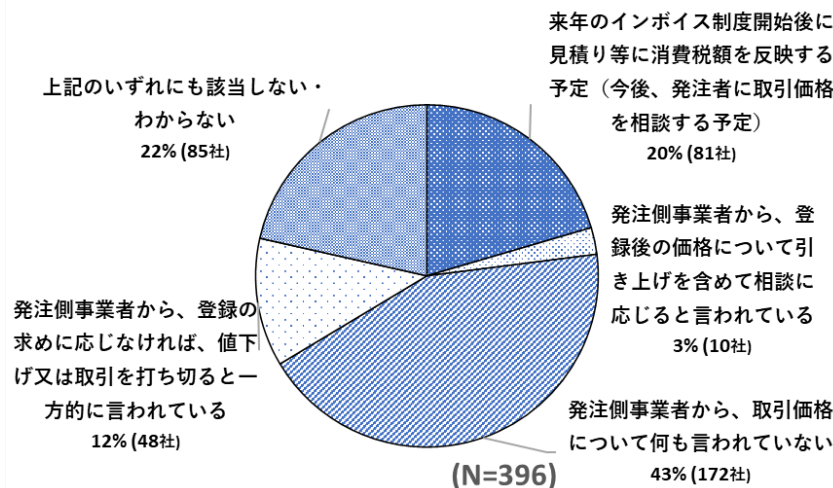
A) インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。



B) 現時点で、発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。



C) 発注側事業者との取引価格について、最も当てはまるものを選択してください。 ※問Bで「登録するよう求められている」と回答した事業者への設問



インボイス制度の広報・周知 に関する総務省の取組状況

令和5年4月

総務省における取組み(地方公共団体による広報・周知)

- 総務省では、令和4年度前半に、インボイス制度の広報・周知について地方公共団体に対し説明を実施。その後、広報・周知依頼を複数回行うとともに実施状況を照会し、好事例の横展開を図っている。
- 直近では、より多くの国民に国・地方公共団体の取組を知っていただくため、インボイス制度に関する国のツイートを、地方公共団体のアカウントでリツイートするよう令和5年2月に要請。

①地方公共団体への説明

インボイス制度に関する国の取組等の周知
→ インボイス制度への円滑な移行に向けた国の取組等について周知

地方公共団体向け説明会の開催
→ インボイス制度への円滑な移行に向けた国の取組、インボイス制度の広報・周知への協力等について説明

②地方公共団体への広報・周知依頼

「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の広報・周知等について」(通知)
→ 各省庁等が実施する広報・周知への協力、地方公共団体が主体的に行う広報・周知等を依頼

地方公共団体による広報・周知の好事例の共有等
→ 地方公共団体が独自に実施している広報・周知事例を共有
→ 確定申告会場等での広報・周知を依頼

地方公共団体のSNS(Twitter等)の活用に関する依頼
→ 関係省庁の発信のリツイート、地方公共団体がインボイス発行事業者登録をした旨の発信、その他インボイス制度に関する独自の発信を依頼

③広報・周知等の実施状況の照会

広報・周知の実施状況等に関する照会
→ 通知等で依頼した広報・周知の実施状況、その他地方公共団体が独自に実施している広報・周知等の実施状況について調査

広報・周知の実施状況等に関する照会
→ 通知等で依頼した広報・周知の実施状況、確定申告会場等でのリーフレット配付予定、その他地方公共団体が独自に実施している広報・周知等の実施状況について調査

○ 地方公共団体のうち約9割が、

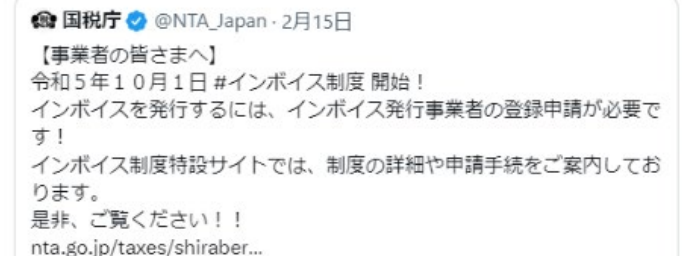
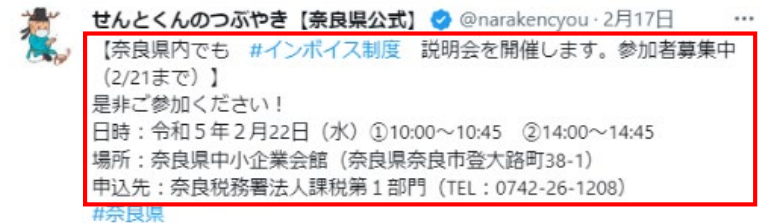
- ① 税務署等による広報・周知への協力
- ② インボイス制度導入に当たっての国の補助金の周知
- ③ 地方公共団体による説明会の開催

のいずれかを実施済。

○ また、本年2月～3月に行われた確定申告に当たり、確定申告書の收受を行う地方公共団体のうち約8割が、当該確定申告書の收受を行う際にリーフレットを配付。

【地方公共団体による広報・周知の事例】

- ☑ マイナンバーカード出張申請受付や地方公共団体主催のイベントにおいて、インボイス制度のリーフレットを配布。
- ☑ 税関係書類へのインボイス制度のリーフレットの同封や、県税事務所による事業所調査の際に広報・周知を実施。
- ☑ 補助金の給付決定通知書等の各種通知書にインボイス制度のリーフレットを同封。
- ☑ インボイス制度に関する相談会を開催。
- ☑ SNSで国のツイートをリツイートする際、地方公共団体自らが行う説明会を案内(右図は一例)。



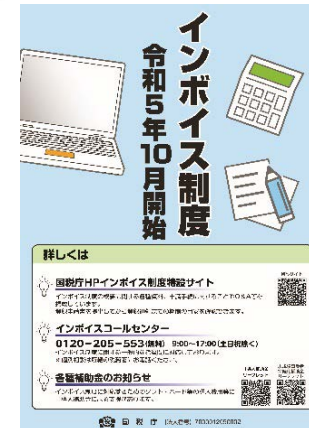
郵便局におけるインボイス制度の広報・周知

- 令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日決定）において、インボイス制度について、「事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく」とされている。
- 地方消費税制度を所管する総務省としても、インボイス制度の円滑な導入は重要な課題であることから、**地域住民に身近な郵便局を活用した広報・周知**を、国税庁と連携して実施する。

① ゆうちょ銀行直営店での広報・周知

- 全国233のゆうちょ銀行の直営店（主要郵便局等に所在）において、**国税庁作成の周知広報物（ポスター）の掲出**を3月中旬から実施。掲出の終期は、令和6年3月末。
- 一部直営店ではインボイス制度関係のリーフレットを置いた事例はあったが、今回は**全直営店で実施するもの**。
- 当該ポスターを閲覧した利用者から問い合わせ等があった場合は、**国税庁特設サイトをご覧ください**か、**インボイスコールセンターにお問い合わせいただくよう案内**。

【ポスター図案】



【実際の掲出】



ゆうちょ銀行本店
（東京中央郵便局）

② 各郵便局での広報・周知

- 日本郵便の直営郵便局（全国約2万局）に設置されている郵便窓口料金モニターで、**インボイス制度のリーフレット**を5月に表示予定。
- **幅広い事業者に、制度への関心・認知を広げる効果**が見込まれる。

【郵便窓口料金モニターの例】



（第二霞ヶ関郵便局）

金融庁資料

(金融機関等による周知等)

銀行による取引先への取組み事例(インボイス制度の円滑な導入)

- 銀行界は、顧客等におけるインボイス対応について、**セミナーや相談会開催**などをはじめ、制度対応に向けた周知や対応支援を強化
- 地域の**中小企業・小規模事業者への周知**にも力を入れているところであり、インボイス制度の円滑な導入に向け、今後とも取組を継続・強化

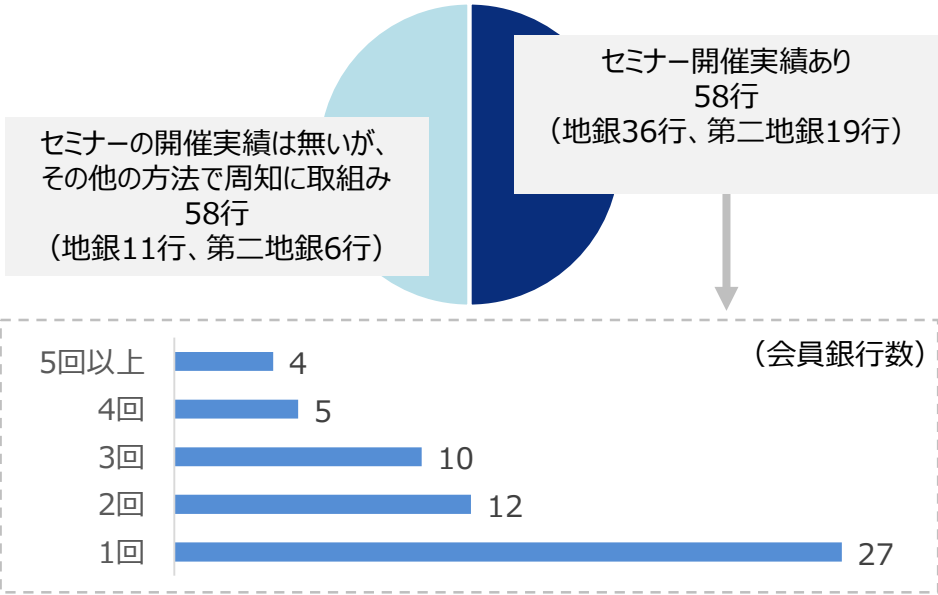
具体的な取組み事例

- インボイス制度に関する**セミナー・相談会を実施**
⇒ セミナーの開催状況の詳細については、次ページ参照
- 複数のベンダーと業務提携を行い、**請求書電子化ツールを提供**
- 提携するベンダーの**インボイス導入支援ツールを紹介・マッチング**
- 店舗内にポスターやリーフレット等を掲示したり、**リーフレット等を顧客等へ発送**
- 自行ウェブサイトへの**FAQ・コラムの掲載**や、**顧客へのメールマガジン**による周知を実施

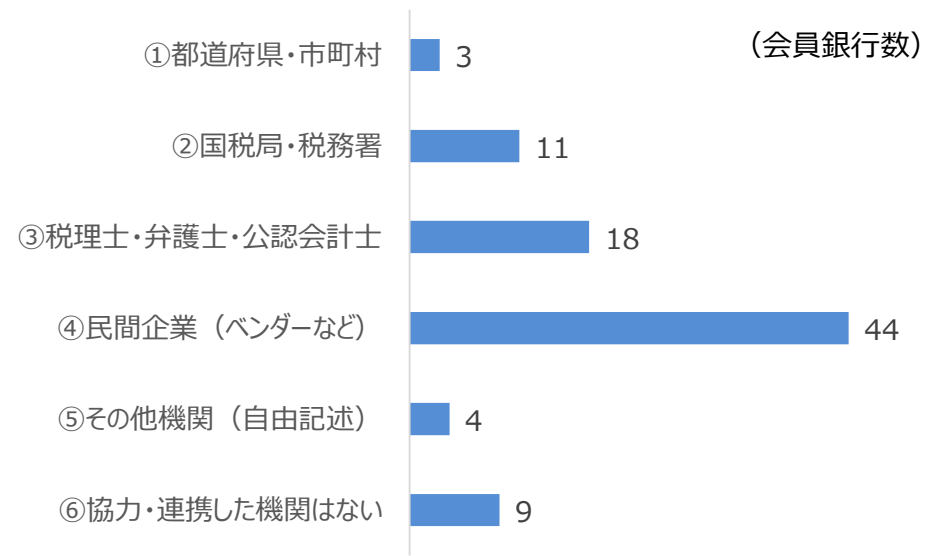
銀行における取引先向けセミナーの開催状況(インボイス制度の円滑な導入)

- 全銀協のアンケート(※)によると、4月現在、全銀協会員行のうち、取引先に対してインボイス制度周知の取組みを実施しているのは**116先(82.3%)**
 - うち、取引先向けのセミナーを開催したことがあると回答した先は**58先**
 - セミナー開催回数が最も多かった会員銀行は「**8回**」で、平均すると各行**2回以上**開催
- セミナー開催に際して協力・連携した機関として最も多かったのは、「**民間企業(ベンダーなど)**」で**44行**。次いで、「**税理士・弁護士・公認会計士**」が**18行**、「**国税局・税務署**」が**11行**

インボイス制度に関するセミナーの開催有無・開催回数



セミナーの開催に際しての連携機関 (複数回答可)



(※)「消費税のインボイス制度に関するアンケート」(令和5年4月13日時点)より
全銀協の正会員、準会員、特別会員に対してアンケートを実施し、銀行界における制度周知に関する取組状況について調査(回答数141)。

信用金庫・信用組合による取引先への取組み事例(インボイス制度の円滑な導入)

- 信用金庫や信用組合においては、国が各都道府県に設置する「よろず支援拠点」のコーディネーターや税理士・税務署、大手ベンダー・フィンテック企業などを講師とするセミナーを開催
- **制度の周知・広報**のみならず、**システム対応支援**や**個別相談への対応**など**取引先に寄り添った支援**も積極的に行い、10月からのインボイス制度の円滑な制度開始に向けて貢献

制度の周知・広報

- 「よろず支援拠点」のコーディネーターを招き、インボイス制度について説明会を開催
- 税理士・税務署を招き、インボイス制度について説明会を開催
- 大手ベンダーを講師とするセミナーを、地元商工会議所と共催
- インボイス制度対応のオンラインセミナーを、ベンダーと地域の複数の信用金庫で共催

システム対応支援

- 商工会議所と共催で、システム対応のポイントについて紹介
- フィンテック企業を招き、クラウド入出金管理サービスについて説明
- フィンテック企業を招き、会計業務・バックオフィスを効率化させる会計システムの利活用について説明
- インボイス制度に対応した請求書等管理機能等の機能を実装した事業者向けデジタルサービスを紹介

個別相談への対応

- 「よろず支援拠点」のコーディネーターを招き、個別相談も受け付けるセミナーを開催
- 信用組合内の地域支援室による支援内容を紹介

業界の取り組み事例

令和5年4月
国土交通省

①建築大工技能者等検討会、(一社)住宅生産団体連合会の取組

○「建築大工技能者等検討会(※1)」において、
免税事業者(※2)向け、課税事業者である元請
(※3)向けの二種類のパンフレットを作成。

- ・免税事業者向けでは元請との価格交渉の
必要性和不適切な交渉への対応
- ・元請向けでは交渉における留意事項
を説明。

○パンフレット等を用いて、検討会構成8団
体の会員各社等への周知を実施。



免税事業者向け



課税事業者である元請向け

(※1) 構成団体は、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)日本ツーバイフォー建築協会、
(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)全国住宅産業地域活性化協議会、全国建設労働
組合総連合、(一社)プレハブ建築協会、(一社)日本ログハウス協会、(一社)愛知県建設
団体連合会の8団体。

(※2) パンフレットでは、「免税事業者(一人親方)」と記載。

(※3) パンフレットでは、対象を明確にするため

「免税事業者である下請等と取引する一般(本則)課税事業者である元請(発注者)」
と記載。

○(一社)住宅生産団体連合会(住団連)の
指針を、大手9社等が参加する委員会で5
月に決定予定。その指針(案)も踏まえ、
各企業等で対応を検討中。

○指針(案)においては、

- ・適格請求書発行事業者登録をするか
しないかは取引先の判断に任せ、強要
しない
- ・取引先と交渉・相談なく消費税相当
額の一部または全部を支払わない行為、
および発注取り止めをしない
- ・取引先の相談に真摯に対応し、必要
に応じてサポートを行う

こととしており、方針決定後は住団連の
HPで公表するとともに、会員団体および
企業への周知を予定。

取引事業者(免税事業者)に対する住団連指針(案)

元請け事業者(課税事業者)は、取引事業者(免税事業者)に対し

- ①適格請求書発行事業者登録に関しては協力の依頼のみとし、登録
するかしないかは取引先の判断に任せ、強要はしない
- ②適格請求書発行事業者登録しないことを理由に、発注者としての優
位的立場を利用し、取引先と交渉・相談することなく消費税相当額の
一部または全部を支払わない行為、および発注取り止めをしない
- ③取引先の適格請求書発行事業者登録に関する相談には真摯に対
応し、必要に応じて専門家を紹介するなどサポートを行う

②「道の駅」みのりの郷東金の取組

- 「道の駅」みのりの郷東金では、価格ラベルとレシートで課税事業者からの商品と免税事業者の商品を明示することを検討中。
- 全国道の駅連絡会主催の勉強会において共有。

価格ラベルサンプル

商品の税区分が「内税」



適格請求書発行事業者または仕入業者(変更なし)



適格請求書発行事業者以外

文字列「(税込)」の表示を削除。識別として文字列「★」の表示を追加

レシートサンプル



サンプルの設定内容

- SI1: 非課税 (印字は免税8%)
- SI2: 内税8%
- SI3: 非課税 (印字は免税10%)
- SI4: 内税10%
- SI5: 非課税

事業者登録番号を印字

免税事業者の商品は、★マークを付ける (総額で表記)

課税事業者商品の対象額計、対象税率、消費税額を印字

免税事業者商品の対象額計、対象税率を印字
(総額で表記、仕入税額控除額算出しやすい様、税率も印字)



道の駅みのりの郷東金

③全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会の取組

○傘下の各協同組合において、適格請求書発行事業者の組合員とそれ以外の組合員への幹旋手数料の料率に差を設ける制度を導入。

- ◆ 赤帽は傘下の各協同組合に対して、所属組合員に適格請求書発行事業者へ登録するように働きかけを実施。
- ◆ 免税事業者を維持したい組合員が所属する協同組合は、免税組合員に対して個別または研修会等を通じて適切な説明を丁寧に行うことを条件(※1)に、適格請求書発行事業者の組合員とそれ以外の組合員への手数料の料率に差を設けることを認める。

(※1)独占禁止法上の考え方

協同組合がインボイス制度が導入された後、免税組合員に対して、消費税相当額の手数料を差し引くことを要請し、取引価格の再交渉において、免税事業者の諸経費の支払に係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定する場合は、取引価格の決定方法が不当とはいえない。

・手数料A%を差し引きした運賃の精算



課税組合員
【インボイス発行】

・手数料A%+α%(※2)を差し引きした運賃の精算



免税組合員
【それ以外】

3

(※2)+α%は、インボイス制度への円滑な移行のための経過措置分(協同組合が負担することになる仕入れ税額控除(20%)相当の手数料料率)を上乗せ計上

荷主

・運送の依頼
→
・運賃の支払

連合会傘下の
協同組合
(全国44組合)

共同受注・幹旋

インボイス制度に関する周知広報事例

令和5年4月24日

農林水産省

インボイス制度に関する周知広報活動【集落営農】

課題

集落営農法人の構成員は免税事業者である農家がほとんどであり、構成員（農家）に支払われる作業委託費や従事分量配当は、段階的に仕入税額控除ができなくなるため、対応を検討する必要。

※ 集落営農とは、集落を単位として、集落の農家の参加のもと、農業生産過程（苗作り、田植え、刈取り、乾燥・調製など）の全部又は一部について共同で取り組む組織。

対応

インボイス制度への対応について、具体的な対応例を示し、構成員（農家）も含めた集落営農法人内での話し合いを促す。

（具体的な対応例）

- ① 経営基盤を強化するための高収益作物の栽培の実施
- ② 近隣集落営農法人との合併によるコストの削減
- ③ 従事分量配当及び作業委託費の減額
- ④ 構成員が課税事業者になる
- ⑤ 構成員を雇用し給与（不課税）として支払う、簡易課税の活用 など

※ ①・②は農林水産省事業を活用可

周知広報の取組

【農林水産省の取組】

- 農林水産省において、集落営農法人向けにインボイス制度への具体的な対応例等を示した分かりやすいパンフレットを作成し、令和4年9月に集落営農法人向けの説明会を4ブロックで開催（約3,000人参加）。

また、農林水産省作成のパンフレットをJA、農業会議等関係機関へ配布し、集落営農関係者への周知を依頼するとともに、各都道府県に設置されている「農業経営・就農支援センター」において税理士等のアドバイスを活用できることについても周知。

- 令和4年12月以降に集落営農法人が多く所在する地域を中心に集落営農法人向けの説明会を5回開催（約200人参加）。今後も、各地域からの要請に応じて随時説明会を行う予定。

【都道府県の取組】

- 都道府県庁においても説明会が実施されており、これまでに109回実施（令和4年2月～令和5年3月）。

集落営農法人の関係者の皆様へ

令和4年9月版
農 林 水 産 省

インボイス制度への対応を早めに話し合いましょう！

～ 令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式が変わります ～

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

集落営農法人については、免税事業者である構成員に支払う作業委託料や従事分量配当に係る消費税は仕入税額控除が段階的にできなくなり、消費税の納付額の増加や還付額の減少など、法人経営に影響を及ぼす可能性があります。

インボイス制度について理解を深めるとともに、制度導入後の影響等を踏まえた事業計画づくりなど、制度への対応を構成員の方々と早めに話し合いましょう。

1 集落営農法人への影響

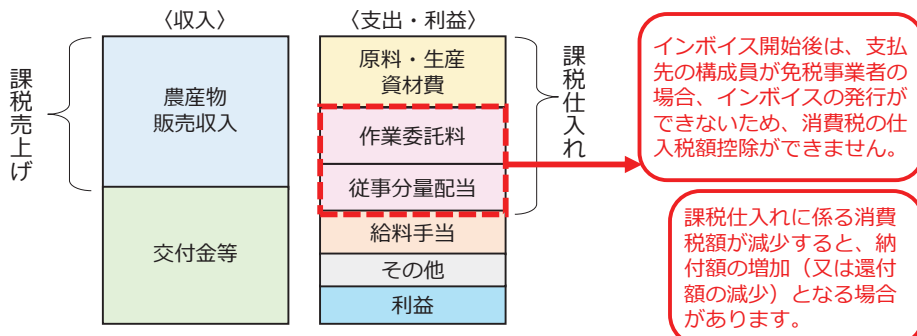
- インボイス制度開始後は、構成員が免税事業者の場合、当該構成員は作業委託料や従事分量配当に係るインボイス（適格請求書）を発行することができません。

構成員からのインボイス（適格請求書）の発行（令和5年10月1日～）



- インボイスを発行できない構成員に支払った作業委託料や従事分量配当は、課税仕入れに含めることができません。

集落営農法人における消費税の仕入税額控除のイメージ



消費税の仕入税額控除の計算（集落営農法人が課税事業者の場合）

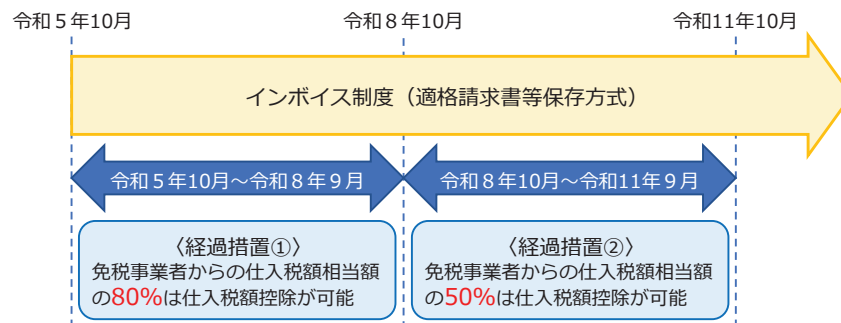
$$\text{課税売上上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{納付額（マイナスの場合は還付額）}$$

※集落営農法人が課税売上額1,000万円以下の免税事業者の場合はこれまでどおりです。

2 インボイス制度の影響を緩和するための対応

- インボイス制度開始後、6年間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられているため、この経過措置も踏まえて対応を検討しましょう。

経過措置

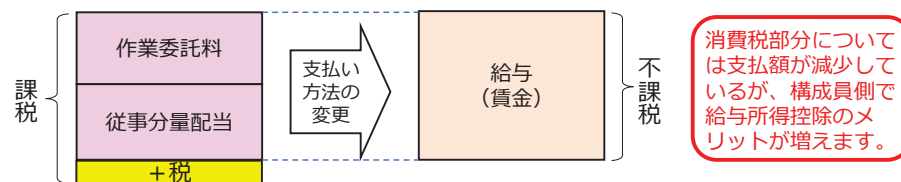


- インボイス制度への対応としては、例えば以下のような対応が考えられます。どのような対応が効果的なのかは、集落営農法人の経営内容や運営状況等により異なるため、関係機関や専門家等にも相談しつつ、早めに組織内での検討を始めましょう。

具体的な対応（例）

① 構成員を雇用し、消費税が不課税となる給与（賃金）として支払う

- ・ 構成員に支払う作業委託料や従事分量配当に係る消費税の仕入税額控除が段階的にできなくなることから、消費税の課税仕入れとして取り扱うメリットが減少します。
- ・ 構成員を雇用し、給与として支払うことで構成員側に給与所得控除のメリットが生じることも考えられます（作業委託料や従事分量配当は実額での控除になります）。
- ・ 経過措置の期間を考慮して、構成員に対する支払い方法の変更時期を検討することが有効です。



② 構成員に対する作業委託料や従事分量配当について経過措置を踏まえた検討を行う

- ・ 上記の経過措置を踏まえると、免税事業者である構成員への支払いについては段階的に仕入税額控除ができなくなるため、この控除できなくなる部分の金額を考慮して、作業委託料や従事分量配当を設定しましょう。
- ・ 構成員のインボイス発行事業者の登録状況を踏まえて、構成員毎に作業委託料等の単価設定を行うことも考えられます。

③ 簡易課税制度を選択する

- ・集落営農法人の課税売上額が5,000万円以下の場合、原則課税から簡易課税制度に切り替えることにより、消費税納付額の負担軽減が図られる場合があります。

【簡易課税制度の場合の仕入税額控除の計算】

$$\text{課税売上に係る消費税額} - \left(\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}(\%) \right) = \text{納付額}$$

※みなし仕入率

農産物販売収入（食用）：80%、受託料：60% など事業区分に応じて設定されています。
課税売上に占める農産物販売収入の割合が3/4以上であれば、全てみなし仕入率80%で計算ができます。

④ 構成員に課税事業者になってもらい、作業委託料等の見直しを検討する

- ・構成員が簡易課税制度を選択した場合には、上記の事業区分に応じたみなし仕入率分を控除した納税額が発生します。この納税額を踏まえ、作業委託料等の見直しなどを検討しましょう。
- ・これにより、集落営農法人は仕入税額控除を行うことができるようになります。

⑤ 高収益作物の導入、加工・販売等の取組による収益力の向上、隣接法人との連携・合併によるコスト低減等に取り組む

- ・納付する消費税の増加分又は還付額の減少分を賄うためには、高収益作物を導入して収益を確保するなど、新たな事業展開を図ることが有効です。
- ・隣接する集落営農法人等との連携による機械・施設の共同利用や生産資材の一括購入、複数の集落営農法人の合併等によるコスト低減等に取り組むことも有効です。

【取組事例①】

雇用を契機とした高収益作物導入と収益構造の転換〔株式会社A〕

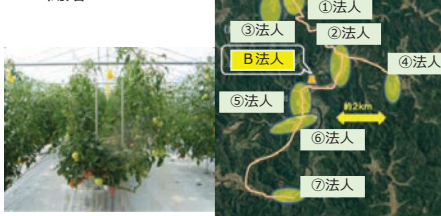
- 参加農家：16戸、経営面積：18.5ha
- 組織の課題：構成員の高齢化に伴う労働力不足
→ 農業経験のある職員を雇用
将来の集落営農法人の後継者に
- 従業員の雇用賃金確保
→ 野菜作の導入等による収益構造の変化
- 事業内容（主な作付け作物）
 - ・稲11.6ha、麦6.3ha、大豆6.6ha
 - ・玉ねぎ・大根延べ1.3ha、ハウストマト5a
 - ・もち等の加工

	雇用導入前	雇用導入後	増減額
売上高	1,720万円	2,330万円	610万円
うち野菜	0円	480万円	480万円
主な費用			
構成員労務費	340万円	220万円	▲120万円
職員給料	0円	800万円	800万円
支払い地代	500万円	280万円	▲220万円

【取組事例②】

集落営農の連携によるコスト削減と高収益作物の導入〔株式会社B〕

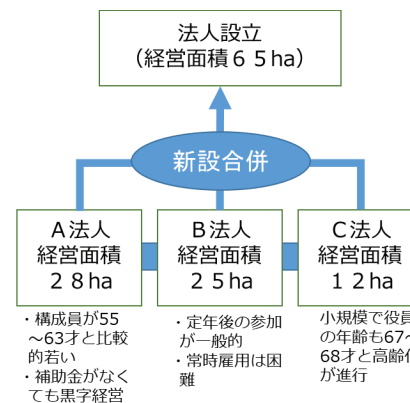
- 連携法人の設立
 - ・2016年設立。市内の7法人が出資
 - ・新たな人材の育成や新事業の展開
 - ・生産資材の一括購入、機械の共同利用等によるコスト削減
 - ・法人間連携による労力補完
- 収益向上と人材確保の取組
 - ・2名の若者を雇用して栽培ノウハウを蓄積
将来のトマト担当として育成
 - ・ハウス約60aを整備、本格的にトマト生産を開始



【取組事例③】

集落営農の合併によるコスト削減と高収益作物の導入〔農事組合法人C〕

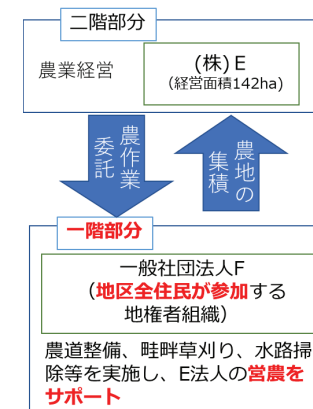
- 集落の話し合いを通じて、大型機械のフル活用ができないこと
後継者不足が明確化
→ 集落での検討を進め、隣接3法人が合併
- 大型機械の有効利用、効率的な農作業形態の確立、園芸作物の導入等により、
専従作業員を雇用できる経営の確立を進める



【取組事例④】

合併による農作業の効率化と二階建組織による地域資源管理〔E法人とF法人〕

- 後継者の確保、コスト削減
→ 4組織を合併し、株式会社E設立
農作業の効率化、米の直売等積極的な経営展開
- 資源管理組織として一般社団法人Fを設立し、地権者は当該団体に参加



3 集落営農法人が活用できる支援策

- 集落営農の活性化や経営発展に向けた取組に当たっては、農林水産省の集落営農活性化プロジェクト促進事業、農業経営・就農サポート推進事業（農業経営・就農支援センター）、強い農業づくり総合支援交付金など各種補助事業等が活用できます。

●集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向け、「ビジョンづくり」と「その実現に向けた具体的な取組」を総合的に最長5年間支援（上限1,000万円）します。

【支援内容】

- 1 集落ビジョンの作成（定額）
- 2 継続的な発展のための体制の確立
 - (1) 中核となる若者等の雇用（定額：上限100万円/年、最大3年）
 - (2) 法人化に係る経費（定額：25万円）
- 3 継続的な発展のための収益性の改善
 - (1) 収益力の柱となる経営部門の確立（定額）
 - ① 高収益作物の試験栽培、② 加工品の試作、③ 販路開拓、④ その他（収益力の向上につながる取組）
 - (2) 農業用機械等の導入（1/2以内）



●農業経営・就農支援センター

都道府県の農業経営・就農支援センターにおいて、専門家（税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、農業経営コンサルタントなど）の派遣等による個々の経営に対するアドバイス等の経営サポートを行っています。

【農業経営・就農支援センター一覧】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudan_jyo.html



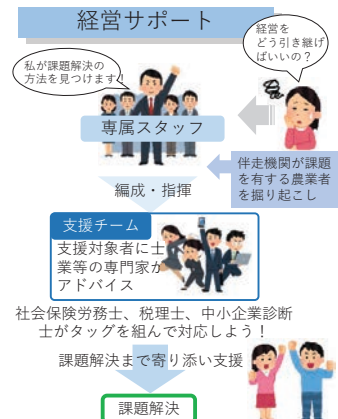
●農業経営支援策活用カタログ2022



上記のほか、集落営農法人等が活用できる各種支援策については、「農業経営支援策活用カタログ2022」をご覧ください。



https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html



4 インボイス制度に関するご案内

- インボイス制度のポイントや農業者の皆様にご留意いただきたいことを農林水産省ホームページに掲載しています。是非ご活用ください。

【消費税のインボイス制度について】

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>



【講師派遣について】

インボイス制度の説明会や研修会に財務省・国税職員の講師派遣が行われています。ご希望の場合は最寄りの地方農政局等担い手育成課までお申し込みください。

講師派遣要領↓

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/attach/pdf/inboisu-10.pdf>



<担当> 農林水産省経営局経営政策課 組織経営G、経営税制G TEL 03-6744-0576

インボイス制度に関する周知広報活動【茶生産者・加工・流通事業者】

課題

- 茶は、生葉の生産 → 荒茶工場での一次加工 → 仕上茶工場での最終加工を経て小売店等で販売され、

(1) 生産者の経営形態や経営規模

- ① 生葉の生産のみ（比較的小規模）
- ② 生葉生産から一次加工まで実施（比較的大規模）等

(2) 流通の形態

- ① 農事組合法人や農協等を通じて委託販売される形態
- ② 卸売市場を通じて委託販売される形態
- ③ 茶工場や茶商等への販売など上記以外の形態

が多様なこと等から、インボイス制度の導入に際して、個々の生産・流通形態ごとに必要な対応が異なり、業界全体としての制度理解が進みづらい状況。

- 特に、茶生産者（免税事業者）の売り先である茶加工・流通事業者（茶工場や茶商等）が課税事業者の場合は、事業者が茶生産者に支払う茶葉に係る消費税は、段階的に仕入税額控除ができなくなるため、対応を検討する必要。

対応

- 茶生産・加工・流通事業者向けに、制度についての理解が進むよう、茶生産者が免税事業者の場合について、実際の茶の生産・流通等の形態に応じて場合分けを行い、整理した資料を作成。

- 各々の茶生産・加工・流通事業者に現状の取引を踏まえ、次のような対応の検討を促す。

- ① 茶加工・流通事業者は、仕入税額控除ができなくなるため、茶生産者と茶加工・流通事業者は価格面を含め適正な取引条件について話し合う
- ② 茶生産者は、課税事業者、簡易課税事業者への転換などについて検討
- ③ 茶生産者が農協等への委託販売※を行う場合には、これまでと変わらないため対応は不要

※ 農協等への委託販売：

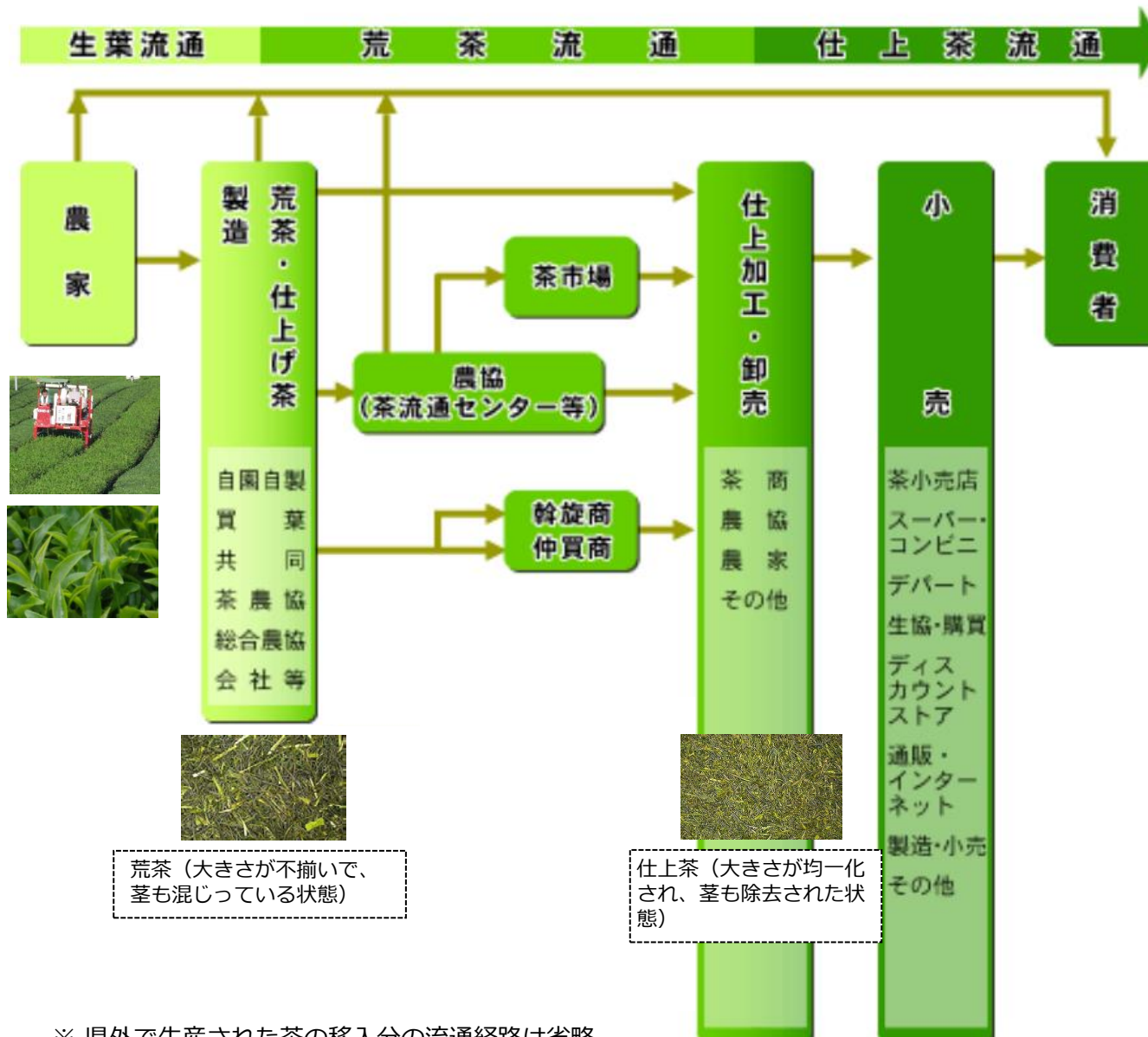
- ・ 組合員である生産者が、出荷した茶について、売値や出荷先等の条件を付けずに、その販売を無条件で委託する場合であって、
- ・ 一定期間に出荷した同種、同規格、同品質ごとの茶の平均価格による共同計算で精算を行う場合 を指す

周知広報の取組

- 農林水産省において、茶生産者が免税事業者である場合の対応について、生産・流通等の形態（ケース）に応じた茶生産・加工・流通事業者の対応例を整理した資料を作成。
- この資料を活用し、令和5年3月以降、茶生産者等向け説明会を、茶の主産地である5府県（静岡県、鹿児島県、京都府、福岡県、愛知県）で開催（合計で約700人参加）。
- 今後、上記以外の茶生産県においても、要請に応じて随時説明会を行う予定。

(参考) 茶の生産・加工・流通について

(A県の例)

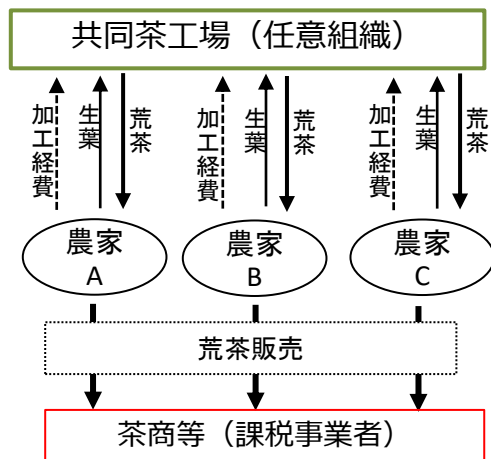


※ 県外で生産された茶の移入分の流通経路は省略
出典：全国茶生産団体連合会

※ 農家A～Cは、売上1千万円以下の免税事業者を想定

ケース1

- ①農家は、生葉を**共同茶工場（任意組織）**に加工委託
- ②農家は荒茶を茶商等（課税事業者）に販売



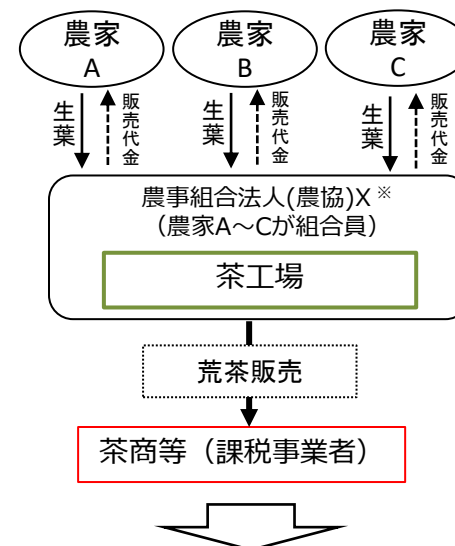
農家から見た売り先（茶商等）が仕入税額控除をできなくなる

農家A～Cは・・・

- ・売り先（茶商等）との間で、価格面を含め適正な取引条件を話し合っておく必要。
- ・また、今後の経営発展を考えて、**課税事業者や簡易課税事業者へ転換**することも選択肢の一つ。

ケース2

- ①農家が組合員となる**農事組合法人（または農協）**が茶工場を経営
- ②農家が法人（農協）に販売委託し、法人（農協）が茶商等（課税事業者）に販売



※ ・農家は法人（農協）に、生葉販売を無条件委託
・精算は共同計算方式

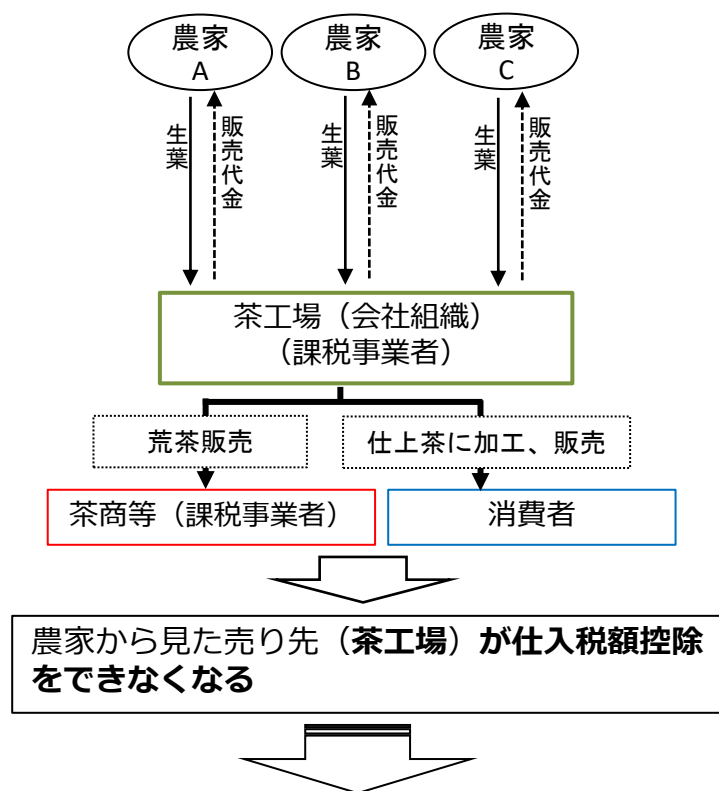
農事組合法人（または農協）がインボイスに代わる書類を発行することで、売り先（茶商等）は**仕入税額控除が可能**
（農家A～Cに特段の対応は生じない）

茶生産者と消費税インボイス制度の関係について②

※ 農家A～Cは、売上1千万円以下の免税事業者を想定

ケース3

- ①農家は、生葉を**茶工場（会社組織）**に販売
- ②工場は、茶商等（課税事業者）または消費者に販売

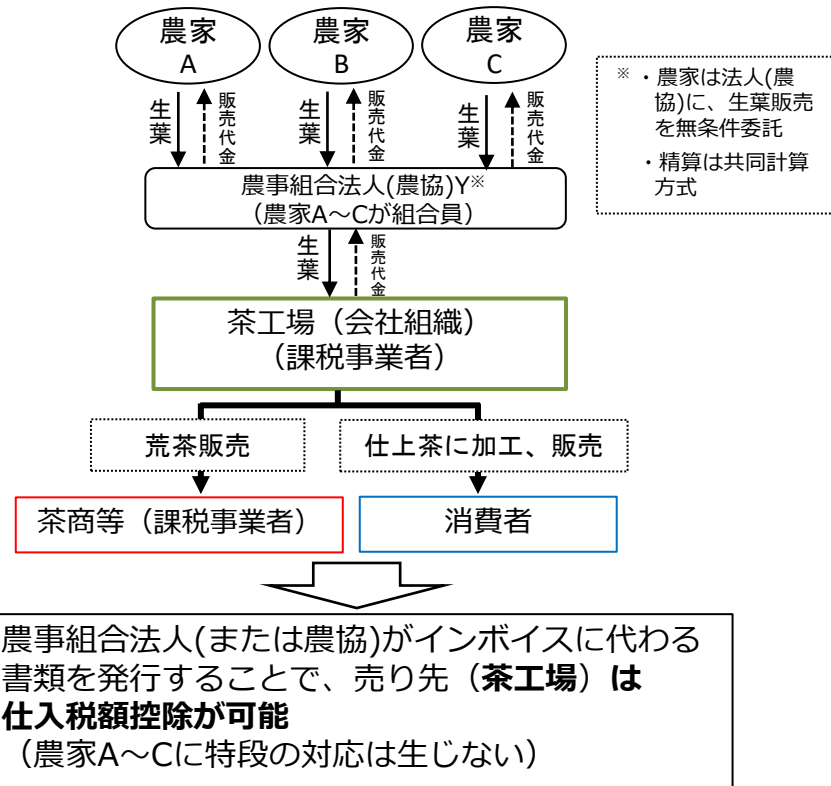


農家A～Cは・・・

- ・ 売り先（茶工場）との間で、価格面を含め適正な取引条件を話し合っておく必要。
- ・ また、今後の経営発展を考えて、**課税事業者や簡易課税事業者へ転換**することも選択肢の一つ。

ケース4

- ①農家が組合員となる**農事組合法人（または農協）**に販売委託し、法人（農協）が生葉を茶工場（会社組織）に販売
- ②工場は、茶商等または消費者に販売



※ ・ 農家は法人（農協）に、生葉販売を無条件委託
・ 精算は共同計算方式

注：これらの他、農家が茶工場経営体の従業員等となっているケースや、個人農家が茶工場を経営するケースも存在。
こうしたケースでは、農家と茶工場との間に取引関係はないため、ケース1やケース3のような事態は生じない。
一方、茶工場自体が売上1千万円以下の免税事業者の場合、売り先（茶商等）が仕入税額控除をできなくなる事態が生じる。

インボイス制度の周知・広報に関する 取組事例について

令和 5 年 4 月 24 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活衛生関係営業におけるインボイス制度の周知の取組

- 生活衛生関係営業は、理・美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業などの全18業種で構成されており、いずれも国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供している一方、家族経営を含む小規模・零細の事業者も多い。
 - ※ 業種によってBtoC取引を行う事業者も多い。
- このため、インボイス制度の周知については、厚生労働省より業種ごとの全国生活衛生同業組合連合会に対し、具体的な周知方法や周知する内容を示した事務連絡等を発出することに加え、国主催で各連合会の理事長等のトップ層を対象とする説明会を開催しており、各連合会が主体となって、都道府県組合を通じて、各組合員（事業者）にまで階層的に情報が伝達されるようきめ細かな取組を進めている。

◆厚生労働省における取組

- ・ 各連合会に事務連絡等を発出して、組合員（事業者）に対し、財務省・国税庁のホームページやリーフレット等を活用して、インボイス制度の周知を行うよう依頼（令和4年12月）
- ・ 財務省職員を講師として招き、各連合会の理事長等を対象とした説明会を開催（令和5年1月）
- ・ 組合員（事業者）に対し、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか、組合員（事業者）ごとに状況が異なるため、顧問税理士等に相談しながら検討を進めるよう呼びかけるよう依頼（令和5年3月） 等

◆各生活衛生同業組合連合会における取組

- それぞれの連合会において、各都道府県組合を通じて、各組合員（事業者）に周知されるよう取り組んでいる。
 - ・ 各組合に対し、インボイス制度に関する文書を発出、リーフレット・冊子等を提供し、組合員（事業者）への周知を依頼
 - ・ 連合会の機関誌にインボイス制度の特集記事（税理士によるインボイス制度解説等）を掲載し、各組合や組合員（事業者）に周知
 - ・ 国税局職員等を講師として招き、各組合や組合員（事業者）向けにインボイス制度に関する説明会を開催
 - ・ 連合会主催の展示会で、インボイス制度を解説したパネルを展示して、組合員（事業者）に周知 等

インボイス制度に関する周知広報事例

経済産業省
令和5年4月

冠婚葬祭業界におけるインボイス制度に関する周知広報活動について

- 冠婚葬祭業を営む事業者は、中小企業・小規模事業者が一定数存在。**各協会が会員事業者のニーズに応じた取組を実施。**
- 例えば、全日本葬祭業協同組合連合会は、会報誌への掲載に加え、財務省からの説明会を記録し、その**動画を会員向けHPでいつでも見られる**ようにしている。また、全日本冠婚葬祭互助協会は、広報誌への掲載に加え、**全国10か所で組合毎に説明を実施**。さらに、日本ブライダル文化振興協会は、会員向けのメールや会報誌での周知、研修会の開催に加え、**業界紙「ブライダル産業新聞」も活用**。

<全日本葬祭業協同組合連合会>

■会員向けのインボイス制度周知HP・動画の様子



<一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会>

■全国各地における説明会

- ・令和4年秋に、全国10か所（北海道、東北、北関東、東京、南関東、中部、近畿、四国、中国、九州）で説明を実施。
- ・広報誌に掲載

<日本ブライダル文化振興協会（BIA）>

- ・会員企業向けメール配信
- ・財務省から講師の派遣を受け、研修会を実施。
- ・業界紙「ブライダル産業新聞」に研修会の開催報告するとともに、概要説明
- ・会報誌新春号に、国税庁の寄稿文を掲載

インボイス制度の周知・広報 に関する取組状況

令和5年4月24日

実演家や実演芸術分野のスタッフ・制作者等に対する周知・広報



これまでの周知状況

- 文化庁では、実演家や実演芸術分野のスタッフ・制作者等に対するに周知・広報として、主に「公益社団法人・日本芸能実演家団体協議会（芸団協）」を通じた説明会の開催等に取り組んできたところ。
- 「周知広報計画」策定以降の取組としては、令和5年3月9日に、芸団協の開催する説明会に財務省から講師を派遣いただき、芸団協傘下の芸術団体に対する説明を実施した。（計53団体から132人が参加）

今後の取組

- 説明会に参加した団体の反応や要望を梃子にし、引き続き説明会の開催等を呼びかけるなどして、制度対応に向けて準備を促す予定。
- 各省や業界団体の取組内容も踏まえながら、どのような取組を行うか引き続き検討する。